（削る）

(3)　債権（別紙様式第四号（一）中の貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合における当該有価証券（使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(i)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

(ii)　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

(iii)　要管理債権（三カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(i)及び(ii)に掲げる債権を除く。）をいう。以下この(iii)において同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(i)及び(ii)に掲げる債権並びに三カ月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

(iv)　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(i)から(iii)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

(4)～(7)　（略）

ト　（略）

2　（略）

第二百五条　法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　（略）

(2)　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(i)　破綻先債権に該当する貸出金

(ii)　延滞債権に該当する貸出金

(iii)　三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

(iv)　貸出条件緩和債権に該当する貸出金

（新設）

(3)・(4)　（略）

ニ　（略）

(3)～(6)　（略）

ト　（略）

2　（略）

第二百五条　法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　（略）

(2)　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(i)　破綻先債権に該当する貸出金

(ii)　延滞債権に該当する貸出金

(iii)　三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

(iv)　貸出条件緩和債権に該当する貸出金

(v)　正常債権

(3)・(4)　（略）

ニ　（略）